上天草市重層的支援体制整備事業
実施計画書



令和８年３月

上天草市

上天草市重層的支援体制整備事業実施計画書

目　　次

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４　計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５　災害対応及び感染症対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

６　本計画とＳＤＧｓの関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

第２章　重層的支援体制整備事業の実施について

１　重層的支援体制整備事業の概要・・・・・・・・・・・・・・・・４

２　重層的支援体制整備事業における支援フロー・・・・・・・・・５

３　各分野の基本的考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

４　重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制・７

５　連携体制及び評価・進行管理・・・・・・・・・・・・・・・１５

６　会議体の設置及び運営について・・・・・・・・・・・・・・２０

第１章　計画の基本的な考え方

１　計画策定の趣旨

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５２号）に伴う社会福祉法の改正により、地域住民の複雑化・複合した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、市町村において「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」（以下「本事業」という。）が創設され、令和３年４月１日に施行されました。

本市においては、これまで上天草市地域福祉計画を策定し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けての取り組みを行ってきましたが、より一層の取組を推進するために、「上天草市重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

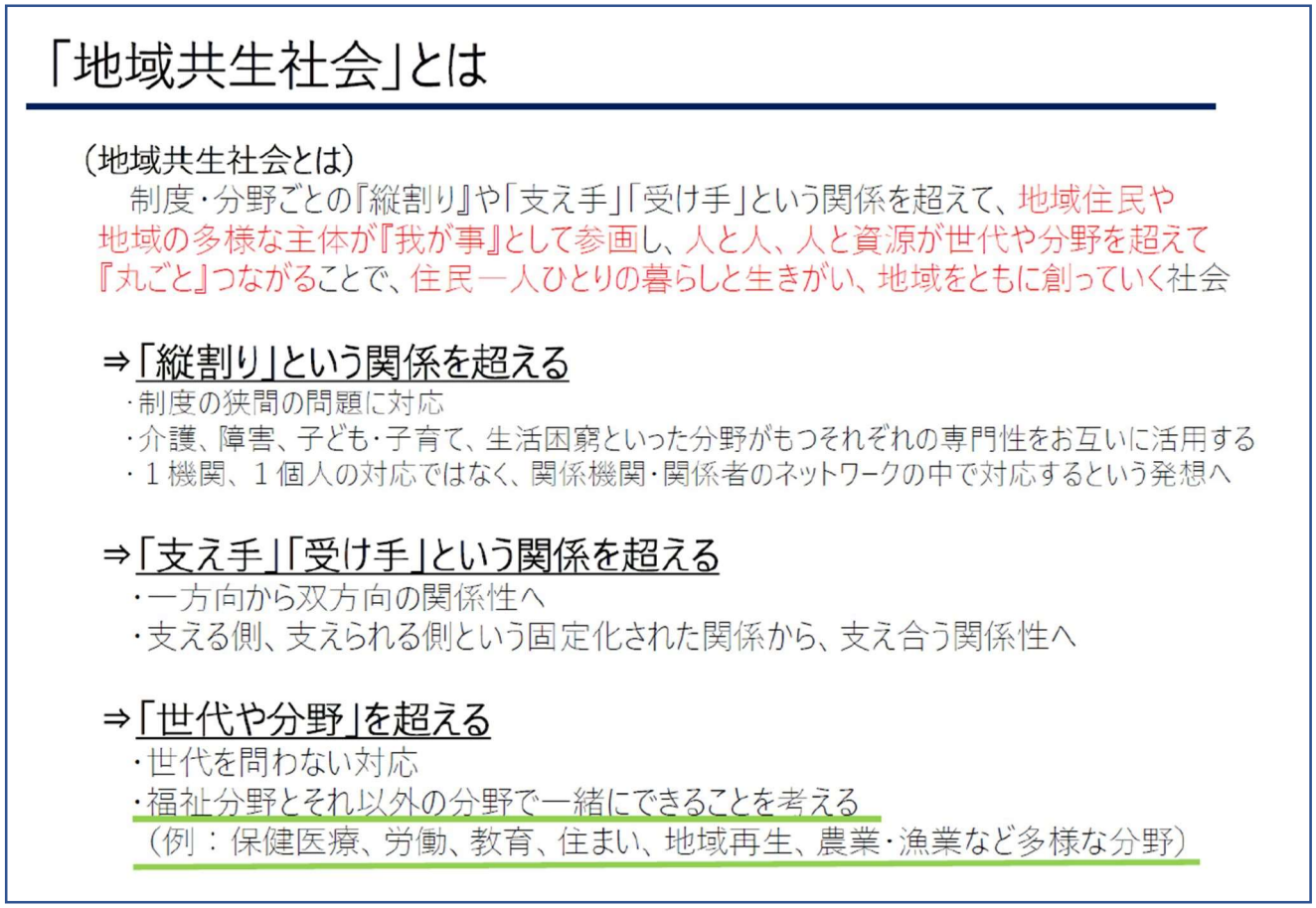

２　計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第１０６条の５の規定に基づき、本事業を推進するために、事業の実施体制に関する事項等を定めた計画です。市政運営の基本方針である「上天草市総合計画」のもと、上天草市地域福祉計画を上位計画とし、各健康福祉分野の実施計画とも整合性を図ります。

【本計画の位置づけ（他の副計画との関係）】

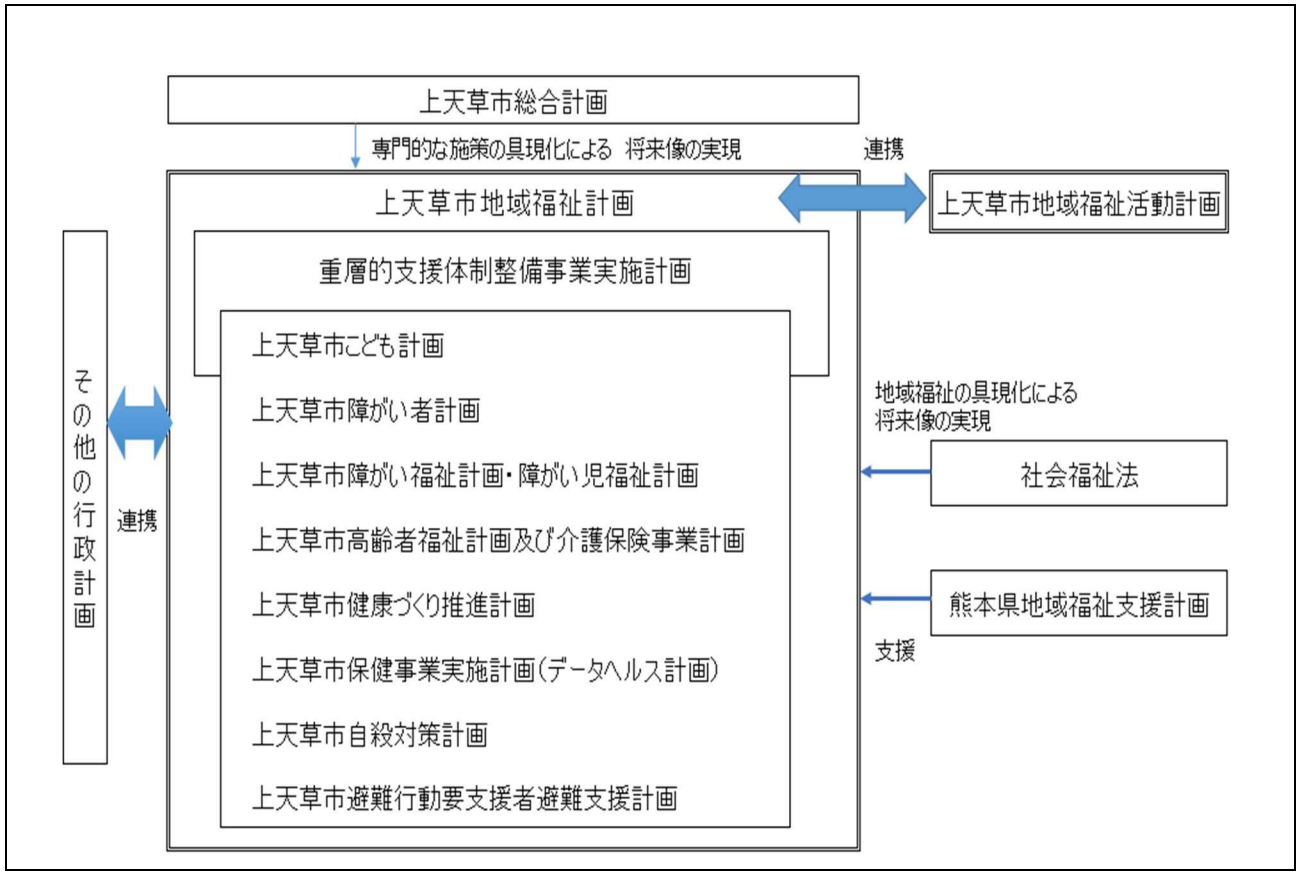

【上天草市地域福祉計画】

１　計画の基本理念

『住み慣れた地域で安心して暮らせる支え合いのまち　上天草市』

２　計画の基本理念

『基本目標１　ともに助け合い、支え合うまちづくり』

『基本目標２　充実した福祉サービスのまちづくり』

『基本目標３　安心して暮らせるまちづくり』

３　計画の期間

本計画の期間は、令和８年度から第４期上天草市地域福祉計画の計画終期となる令和９年度の２年間とします。

４　計画の策定体制

本事業の事務局を福祉課福祉政策室内に置き、健康福祉部内の各分野（高齢者、障がい、子ども・子育て及び生活困窮）の担当職員による重層的支援体制整備事業検討会において本計画素案を作成し、上天草市地域福祉計画策定員会で審議しました。

５　災害対応及び感染症対策

近年の災害の発生状況及び新型コロナウイルス感染症などの流行等の緊急事態時に発生するニーズへの対応については、平時から避難行動要支援者の個別避難計画の作成及び防災避難訓練などの実施により緊急時に備えるとともに、要支援者への支援を行うために、各関係機関との連携体制整備について進めます。

６　本計画とＳＤＧｓの関係

本計画は、上天草市ＳＤＧｓ未来都市計画目標達成に向けて取り組みを推進するものです。ＳＤＧｓは「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して市民の暮らし全般に関わる地域生活課題について、分野横断的に取り組んでいきます。

第２章　重層的支援体制整備事業の実施について

１　重層的支援体制整備事業の概要

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（一つの世帯に複数の課題が存在している状態（８０５０問題、介護と育児のダブルケア、ひきこもり、ヤングケアラー等））する中、従来の介護、障がい、子ども・子育て、生活困窮といった分野ごとの支援体制では、制度の狭間のニーズへの対応に課題を生じています。

この課題に対し、既存の各分野の取組を生かしつつ、包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、①断らない相談支援　②参加支援　③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

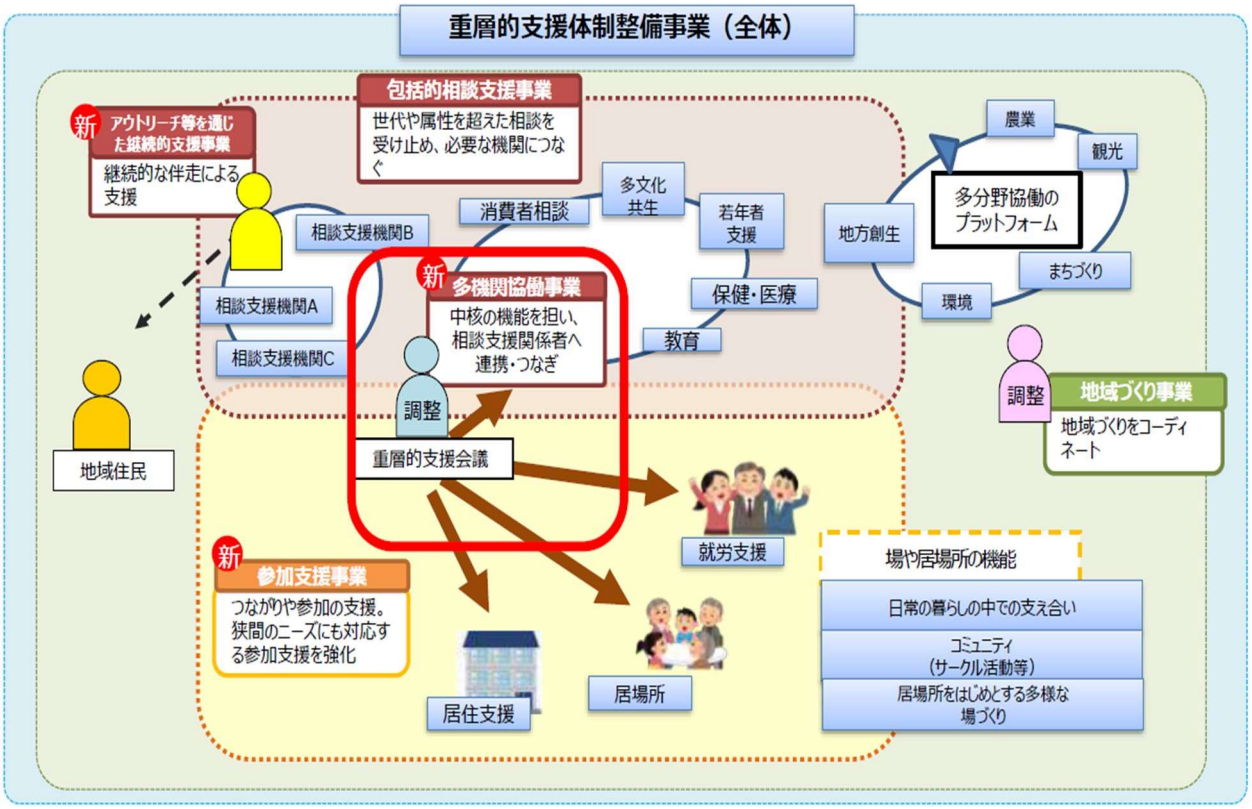

（出典　厚生労働省）

【用語説明】

・８０５０問題　８０代の高齢の親が引きこもりの状態にある５０代の子と一緒に暮らし経済面を含め支援している世帯が抱える様々な問題。

・ヤングケアラー　本来、大人が担うと想定されている家事及び家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。責任及び負担の重さにより、学業、友人関係などに影響が出てしまう。

・アウトリーチ　助けが必要であるにもかかわらず、必要な支援が届いていない人に対して、積極的に働きかけ、訪問などの支援を行うこと。

２　重層的支援体制整備事業における支援フロー

相談者は、社会との関係性が希薄化していることが想定されるため、以下の５つの各事業を組み合わせ、伴走する支援体制を構築することで、社会的孤立・深刻化の防止をめざします。

	事業名
1	包括的相談支援事業
2	地域づくり事業
3	多機関協働事業
4	参加支援事業
5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

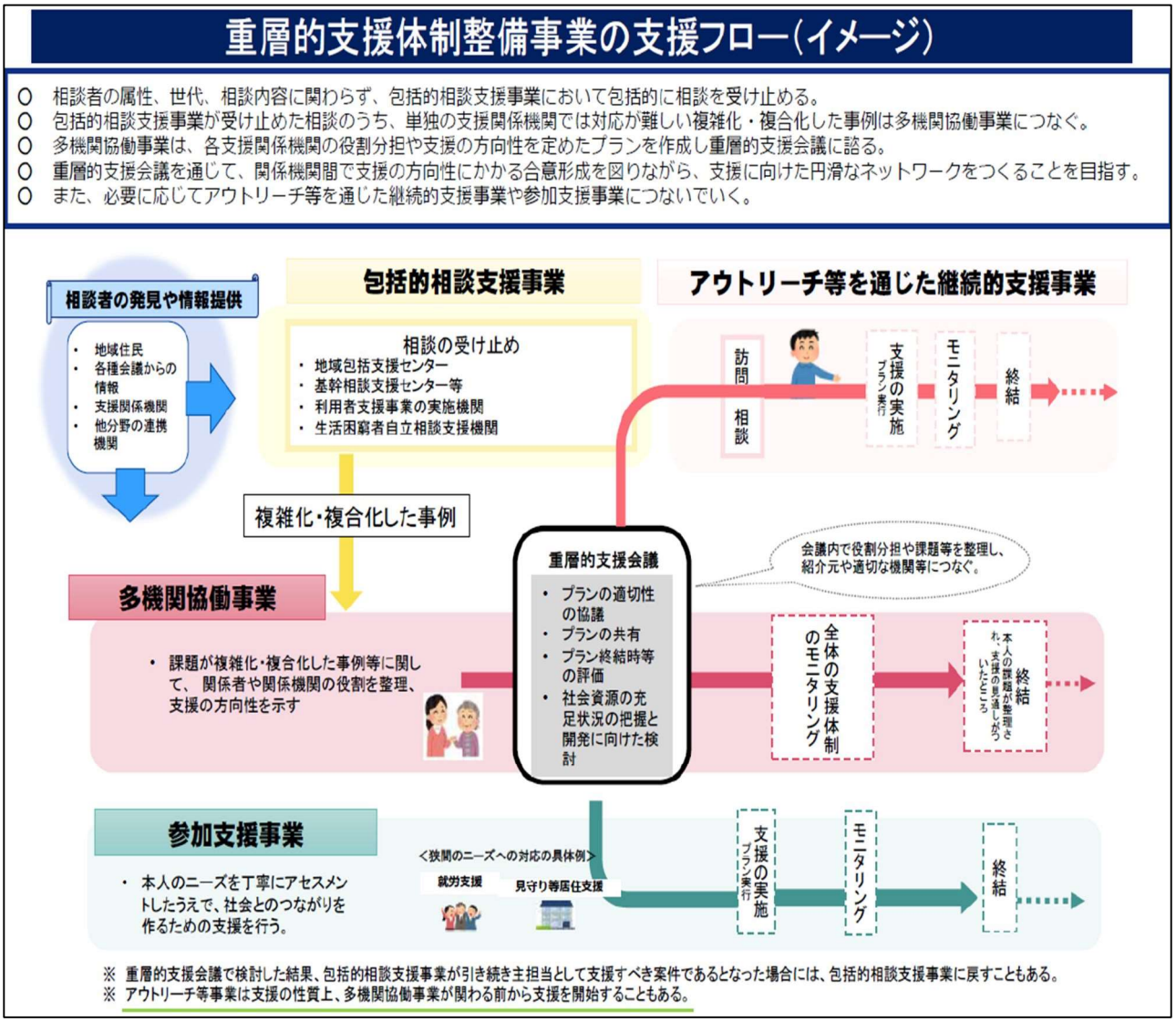

（出典　厚生労働省）

３　各分野の基本的考え方

１　高齢者の福祉

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括支援センターを中心に相談体制を充実させ、介護予防や生活支援体制整備を一体的に推進する。

そのうえで、高齢者を取り巻く複雑な課題及び孤立のリスクに対応し、各分野と連携した重層的な支援を進め、本人・家族に寄り添った地域づくりを促進します。

２　障がい者（児）の福祉

障がい者（児）及びその家族に対する地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、相談体制の充実及び障がい者（児）の自立した生活のための地域づくりを実施します。

また、各分野と連携した重層的な支援により、困難なケース等問題解決を図ります。

３　児童の福祉

子ども及びその家庭並びに妊産婦等を対象に、児童福祉及び母子保健の効果的で切れ目のない一体的な支援を実施するために、上天草市こども家庭センターを設置し事業を実施します。

複雑多様化している困難ケース等について、各分野と連携した重層的な支援により困難なケース等の問題解決を図ります。

また、ケース等に合った支援及び寄り添った支援を行います。

４　生活困窮者の福祉その他の福祉

各制度の狭間を生まないための包括的な支援制度の構築を理念として創設された生活困窮者自立相談支援制度における各事業をもって、生活困窮者の状況に応じた包括的かつ継続的な自立支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を図ります。

生活困窮の者の相談には、様々な要因が潜在するため、各分野と連携した重層的な支援により、生活保護に陥る前の第二のセーフティネットとして生活困窮状態から早期に脱却できるよう、相談者に寄り添った支援を行います。

４　重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制

１　包括的相談支援事業

本人などの属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供を行います。

また、単独での支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は、多機関協働事業につなぎ対応します。

【対象者像】

全市民、関係機関すべて

相談支援機関	実施方法 設置数	本事業における主な役割
市窓口 （庁舎・支所・出張所）	直営 ４箇所	窓口に困りごとなどの相談があった場合は、相談者（対象者）の属性、世代、内容等にかかわらず受け止め、庁内関係各課及び支援関係機関に丁寧かつ適切につなぐ、又は連携して支援を行う。
上天草市地域包括支援センター 総合相談支援事業・権利擁護事業	直営 １箇所 ・ （相談窓口） ３箇所	高齢者を中心に、介護・福祉・医療・生活など多岐にわたる相談を受け止め、課題の整理と必要な支援につなぐ又は地域の支援関係機関と連携し、権利擁護及び虐待防止の観点からも支援を行う。
上天草地域障がい者相談支援センター　きずな 障害者相談支援事業	委託 １箇所	障がい者（児）からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、その他の障がい者（児）の権利擁護のために必要な援助を行う。
上天草市こども家庭センター 利用者支援事業	直営 １箇所	【児童福祉】 家庭における適正な児童養育及び家庭児童福祉の向上を図るため、児童・保護者に関する様々な問題に対する専門的な相談・援助を行う。

上天草市こども家庭センター「すくすく♡上天草」	直営 １箇所	【母子保健】 妊娠から出産・子育てまでこどもの成長に合わせて、様々な相談について切れ目のない支援を行う。
上天草生活相談センター 生活困窮者自立支援事業	委託 １箇所	生活保護に陥る前の第二のセーフティネット事業であり、生活困窮のみならず、就労、心身、家庭の問題など多様な問題に対して支援員が相談に応じ、各専門支援機関と連携し支援を行う。
上天草市基幹相談支援センター	直営 １箇所	地域の相談支援の中核的な役割を担い、地域の障害福祉サービス事業者、相談支援従事者等に対し助言、連絡調整等を行う。
上天草市障がい者虐待防止センター	直営 １箇所	障がい者（児）に対する虐待に関する通報又は届出を受理し、障がい者（児）の保護のための相談、指導及び助言を行い、虐待の防止に関する広報その他の啓発活動を行う。

２　地域づくり事業

世代及び属性を越えて交流できる場及び居場所の確保を行います。さらに多様な活動及び地域活動支え合いの活動等が生まれやすい環境を整えます。

【対象者像】

地域住民をはじめとする地域及び暮らしを構成する個人、民間企業等を含む関係者すべて

事業名	実施方法 設置数	本事業における主な役割
いきいき高齢者教室 地域介護予防活動支援事業	委託 ４箇所	自主サロン又は住民主体のかよいの場等活性化を図り、地域で主体的に介護予防に取り組むことができるよう支援を行う。
あっぷあっぷサロン 地域介護予防活動支援事業	委託 ３７箇所 （実施個所）	公民館単位で高齢者が気軽に集い、生きがい及び仲間づくりを通して介護予防ができ、自主的な介護予防活動につながるよう支援を行う。

住民主体のかよいの場 地域介護予防活動支援事業	直営 ７１箇所 （実施個所）	介護予防に資する体操等を取り入れた住民主体の通いの場づくりができるよう、又はその活動が継続できるよう支援を行う。
生活支援コーディネーター 第一層　１人 第二層　５人 生活支援体制整備事業	直営＋委託 ５箇所	地域住民及び多様な主体との対話及びネットワークの構築を行うことを通じ、関係者の間で地域の現状及び将来像の共有を図るとともに、地域住民及び多様な主体ごとの多様な価値判断を尊重しながら地域での共創を推進する。
湯島の高齢者の生活支援を考える検討会 生活支援体制整備事業	直営 １箇所	湯島における住民主体による高齢者の生活支援の体制整備を目的とした取組を行う。
上天草市生活支援・介護予防サポーター（kami サポ隊員）事業 生活支援体制整備事業	直営 １箇所	元気な高齢者等が、ボランティア活動を通じて、社会参加及び地域貢献をすることで、自分自身の生きがいづくり及び介護予防に役立てるとともに、支え合いのある生き生きとした地域社会を作る。
上天草市地域活動支援センターどんぐり 地域活動支援センター機能強化事業	委託 １箇所	障がい者（児）が地域において自立した生活を営むことができるよう、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図る。
子育て支援センター 地域子育て支援拠点事業	委託 ５箇所	保育園等を利用していない子育て家庭の保護者の悩みや相談に対し、子育て支援センターにおいて、助言及び指導、子育て中の親子の交流促進を行う。
社会福祉協議会活動事業 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	委託 １箇所	地域座談会及び地域の困りごと相談を通じ、生活困窮者及び支援が必要な人を把握し、生活困窮者自立相談支援事業及び各専門相談機関へつなぐ体制を構築する。
上天草市ボランティアセンター	外部機関 １箇所	地域のボランティア団体の活動を支援する。

３　多機関協働事業

課題が複雑化・複合化した事例等に関して、支援プランを作成し、支援関係機関等での役割を整理し、支援の方向性を示します。さらに支援関係機関等との連携の円滑化を進め、本市における支援体制体制の整備を行います。

【対象者像】

複合的な課題を抱えており、単独の支援機関では対応が難しく、かつ、各支援関係機関の役割分担及び支援の方向性の整理が求められる課題を有する者

事業名	実施方法	事業の内容
多機関協働事業	直営	複雑化・複合化した単独の支援機関では対応が難しい事例の調整役を担い、重層的支援会議、支援会議を開催し支援関係機関の役割分担及び支援の方向について協議し、相談支援のコーディネートを行う。

【概要】

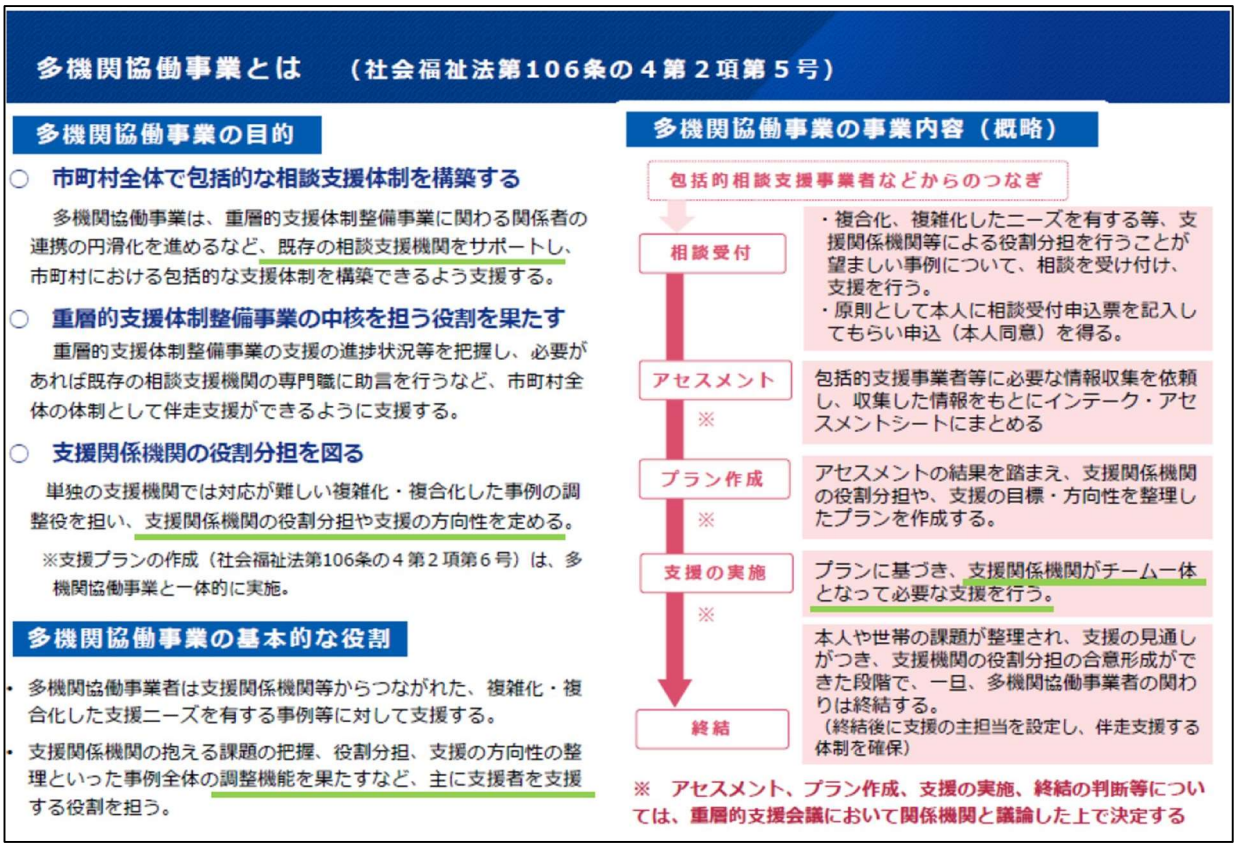

（出典　厚生労働省）

４　参加支援事業

既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別のニーズに対応するため、相談者等の支援ニーズと地域の社会資源との間の調整を行い、社会とのつながりをつくるための支援を行います。

【対象者像】

既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有している者

～具体的例として～

・８０５０問題（親は高齢、子はひきこもり）
・障害者総合支援法の対象とならない引きこもり状態の人
・精神的に不調があり、社会に出ることに不安がある人
・家族などの支援が得られず、児童福祉法の対象とならない１０代～２０代の人

事業名	実施方法	事業の内容
参加支援事業	委託 １箇所	利用者のニーズ、課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートして支援する。併せて、地域における社会資源の把握、開発を行う。

	活用可能な社会資源と想定される事業
１	既存の社会福祉施設、福祉サービス事業所
２	就労支援事業所
３	地域の企業、商店、一次産業（農業、漁業等）など
４	地域の居場所、住民活動の場
５	地域のニーズに応じて、新たに開発する事業

【概要】

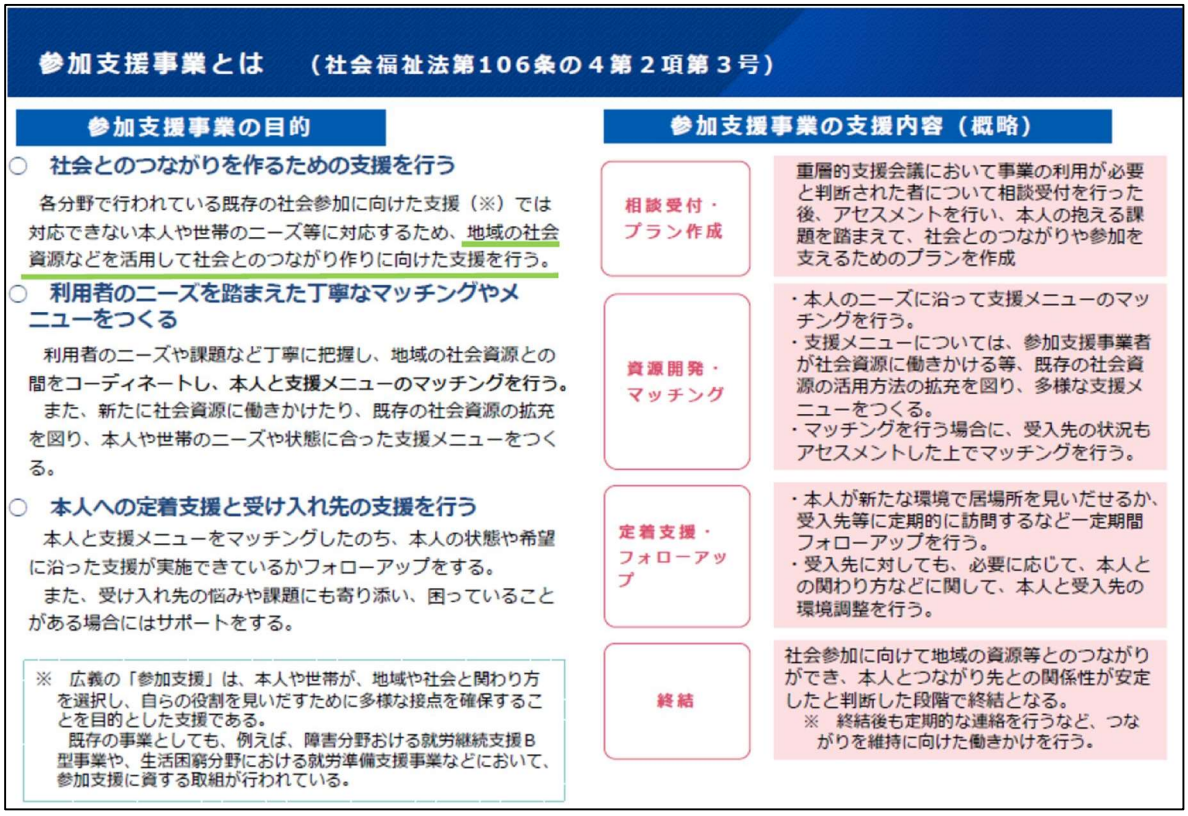
参加支援事業とは　（社会福祉法第106条の４第２項第３号）
参加支援事業の目的
○　社会とのつながりを作るための支援を行う
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援（※）では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
○　利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
○　本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。
※　広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。
既存の事業としても、例えば、障害分野おける就労継続支援Ｂ型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。
参加支援事業の支援内容（概略）
相談受付・プラン作成
重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成
資源開発・マッチング
・本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
・支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
・マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。
定着支援・フォローアップ
・本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
・受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。
終結
社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。
※　終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

（出典　厚生労働省）

５　アウトリーチ等を通じた継続的支援

支援関係機関等との連携及び地域住民とのつながりから複合化・複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。

また、潜在的なニーズを抱える人に関する情報を得たのち、拒否的な場合も本人と信頼関係に基づくつながりを形成するために、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくります。

【対象者像】
複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることができない者、又は支援につながることに拒否的な者

事業名	実施方法	事業の内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	委託 １箇所	支援関係機関等との連携及び地域住民とのつながりから複合化･複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します。また、潜在的なニーズを抱える人を把握したのち､信頼関係に基づくつながりを形成するために､時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性をつくります。
上天草市生活相談センター	委託 １箇所	生活困窮自立支援の日常業務において､支援関係機関等及び地域とのつながりを構築し、複合化･複雑化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握します｡必要に応じ関係機関等と協議で支援します。
認知症初期集中支援チーム	直営	認知症が疑われる人及びその家族に対し､医療・介護・福祉の専門職がチームで関わり、認知症の初期段階での支援を集中的に行い、本人の生活の質の維持及び家族の負担軽減を図る。
こんにちは赤ちゃん事業 「２カ月児訪問」 乳児家庭全戸訪問事業	直営 （委嘱）	母子保健推進員･保健師による全戸訪問を行う。２か月児学級参加勧奨及び母子の状態把握を行い、訪問時の状況等により、必要に応じた支援を行う。

【概要】

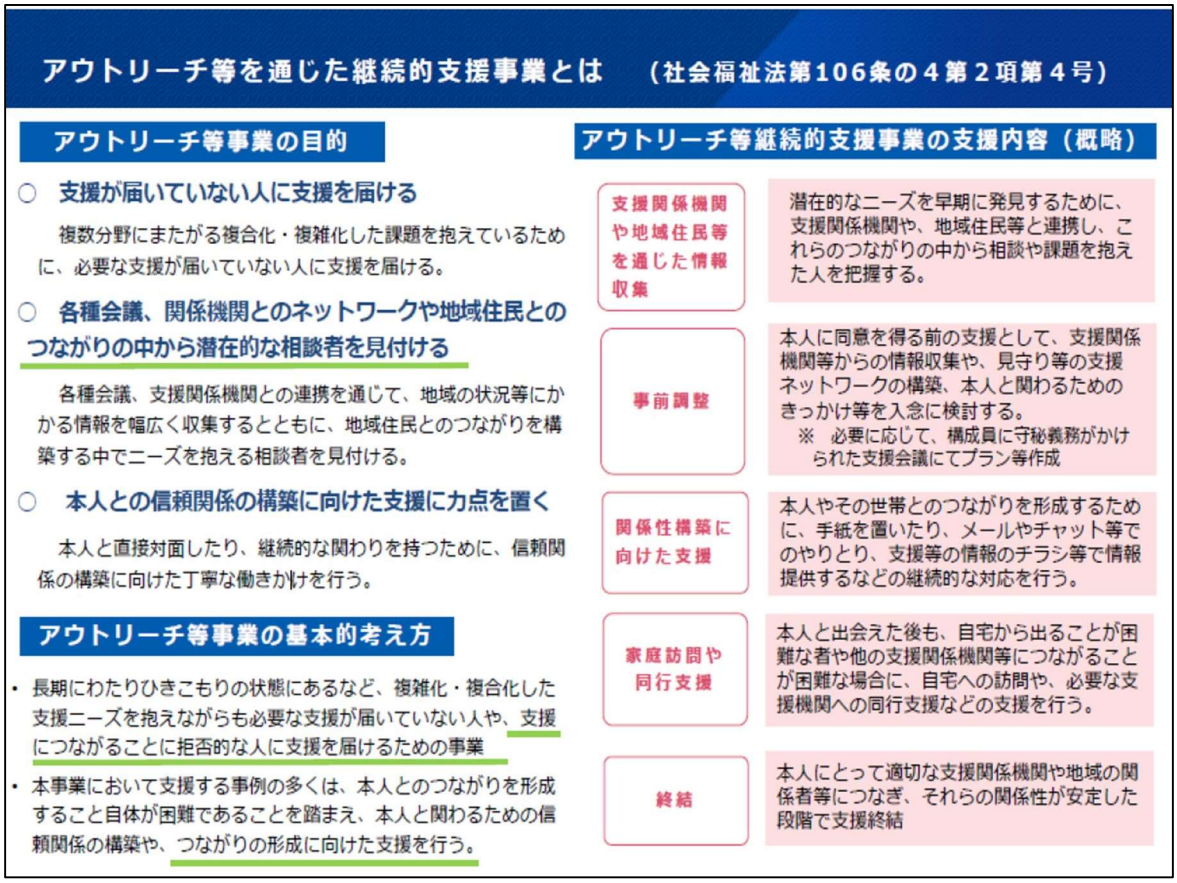
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは　（社会福祉法第106条の４第２項第４号）
アウトリーチ等事業の目的
○ 支援が届いていない人に支援を届ける
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
○ 各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
○ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。
アウトリーチ等事業の基本的考え方
・長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
・本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。
アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容（概略）
支援関係機関や地域住民等を通じた情報収集
潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。
事前調整
本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。
※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成
関係性構築に向けた支援
本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。
家庭訪問や同行支援
本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながることが困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。
終結
本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結

（出典　厚生労働省）

５　連携体制及び評価・進行管理

（１）　連携体制

庁内・支援関係機関等との連携体制については、多機関協働事業において配置された専門職が、各支援関係機関との連携における調整役を果たすことで、チーム支援を行いながら本事業への理解を進め、本事業に関する情報共有及び総括的な議論を通じて、連携の強化を図っていきます。

（２）　計画の評価及び進行管理

本計画の情報共有、総括的な議論、評価及び進行管理については、PDCA サイクル（計画→実行→評価→改善）に基づき、以下の項目で取り組み、年度ごとに上天草市地域福祉計画策定委員会で実施します。

なお、各分野の評価・進行管理については健康福祉分野の各実施計画において行います。

１　包括的相談支援事業

（１）上天草市地域包括支援センター運営事業

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１ （相談窓口 3）	１ （相談窓口 3）	１ （相談窓口 3）	１ （相談窓口 3）	１ （相談窓口 3）
相談件数	１，１０３	１，０４８	１，０００	１，０００	１，０００

（２）上天草市障がい者相談支援センター（障害者相談支援事業）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	
相談件数	１７１	２４２	２８０	３００	

（３）上天草市こども家庭センター（利用者支援事業）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	１
相談件数	１，６５６	８９４	１，２４８	１，２４８	１，２４８

（４）上天草市こども家庭センター「すくすく♡上天草」（母子保健型）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	１
相談件数	５４２	３８７	３８７	３８７	３８７

（５）上天草市生活相談センター（生活困窮者自立相談支援事業）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	１
相談件数	２４	５０	５３	６０	６０

（６）上天草市基幹相談支援センター（障害者相談支援事業）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	０	０	０	１	１
相談件数	０	０	０		

（７）上天草市障がい者虐待防止センター

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	１
相談件数	３	２	１		

２　地域づくり事業

（１）いきいき高齢者教室

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
実施回数	１２０	１２０	１２１	１４４	１４４
参加人数	９４４	９３６	９６８	１，１５２	１，１５２

（２）あっぷあっぷサロン

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
実施箇所	３７	３７	３７	３６	３５
参加延人数	４，２９３	４，１１２	４，１００	３，９８０	３，８６０

（３）住民主体のかよいの場

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
登録箇所	６８	７１	７１	７１	７１
登録人数	９７３	１，１２２	１，１２２	１，１２２	１，１２２

（４）生活コーディネーター

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
配置人数	５	５	６	６	６

（５）湯島の高齢者の生活支援を考える検討会

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
実施回数	０	３	２	２	２

（６）上天草市生活支援・介護予防サポーター（kami サポ隊員）事業

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
養成講座回数	１	２	３	２	２
登録人数	１１	３５	５０	７０	９０

（７）上天草市地域活動支援センター

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	
実利用者数	１３	１６	１８	２０	

（８）上天草市子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	５	５	５	５	５
相談件数	２４６	２３７	２００	２００	２００

（９）生活困窮者支援等のための地域づくり事業

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所				１	１
地域座談会回数				１７	１７

（１０）上天草市ボランティアセンター

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
登録団体数	２１	２１			
登録延人数	４４７	５２１			

３　多機関協働事業

（１）多機関協働事業・新規相談受付件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
受付件数				５	５

（２）多機関協働事業のプラン作成件数（新規数）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
作成件数				５（５）	５（５）

（３）重層的支援会議の開催件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
開催件数				１５	１５

（４）支援会議の開催件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
開催件数				１５	１５

（５）多機関協働事業の相談終結件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
終結件数				５	５

４　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（１）アウトリーチ等継続的支援・新規相談受付件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
受付件数				５	５

（２）訪問相談（延）件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
訪問件数				６０	６０

（３）上天草市生活相談センター

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	１
相談件数	２４	５０	５３	６０	６０

（４）認知症初期集中支援チーム

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
設置箇所	１	１	１	１	１
相談件数	４	５	３	４	４

（５）こんにちは赤ちゃん事業「２か月児訪問」（乳児家庭全戸訪問事業）

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
訪問件数	８５	８３	６１	７０	７０

５　参加支援事業

（１）参加支援・新規相談受付件数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
受付件数				２	２

（２）つなぎ先（支援メニュー）数

	R５年度	R６年度	R７年度見込	R８年度見込	R９年度見込
支援メニュー数				５	５

６　会議体の設置及び運営について

地域の課題解決、複雑化・複合化した課題を抱える住民の情報共有、地域における必要な支援体制の検討を行うなど各関係機関と包括的な連携を図るため、下記のとおり会議体を設置し、運営します。

〇重層的支援体制整備事業における各会議体

	重層的支援体制推進会議（上天草市地域福祉計画策定委員会）	重層的支援会議	支援会議
開催目的	重層的支援体制整備状況を報告し、進捗管理を行う。	多機関協働事業が以下の内容で実施する。 ・プラン案の適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時の評価 ・個々のニーズに対応する社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討	関係機関間の情報共有による、支援を必要とする人の早期把握・支援へつなげる。 ・地域における支援体制の検討
根拠法等	上天草市地域福祉計画策定委員会規則	実施要綱	社会福祉法第１０６号の６
個別ケースにおける関係機との情報共有	個別ケースの情報共有はない	個別ケースの本人同意が必要	個別ケースの本人同意は不要 ※会議における情報提供は、個人情報保護法や他の法令による守秘義務に違反しないが、第三者への情報漏えいは罰金がある。
開催頻度	年１回程度	随時開催	随時開催
構成員	・学識経験者 ・社会福祉関係者 ・医療関係の代表者 ・地域住民の代表者	・多機関協働事業者 ・市町村職員 ・包括的相談支援事業者 ・アウトリーチ等継続支援事業者 ・参加支援事業者 ・その他関係する支援機関	・自治体職員（福祉・就労・住宅・教育） ・重層的支援体制整備事業の支援機関 ・その他の支援関係機関 ・社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民など

○地域の課題を解決するための各分野の会議体及び個別ケース支援会議体

【個別ケースの支援等を通じて顕在化する地域課題等を検討する会議体】

分野	高齢者	高齢者	子ども・高齢者・障がい	障がい
会議体の名称	地域包括支援センター運営協議会	認知症初期集中支援チーム検討委員会	虐待防止対策協議会 （要保護児童対策地域協議会）	天草地域自立支援協議会
構成員	・介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者並びに職能団体等の代表者 ・介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の第１号及び第２号被保険者 ・介護保険以外の地域資源や地域における権利擁護及び相談事業を担う関係者 ・地域ケアに関する学識経験を有する者 ・その他協議に必要と認められる者	・医療、介護、保健、福祉等に携わる関係者等	・国又は地方公共団体、他関係法人、関係団体等	・障害福祉サービス等事業者 ・保健、医療関係者 ・教育関係者 ・障害者等 ・雇用関係機関 ・各種相談員及び民生委員児童委員 ・行政機関
協議事項	・センターの設置等に関すること ・センターの運営に関すること ・センターの職員確保に関すること ・地域包括ケアに関すること ・その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項	・支援チームの設置及び活動状況について検討。	・保護を要する者に対する支援に関する情報交換 ・協議会活動計画及び評価	・個別困難事例への支援のあり方に関すること
開催頻度	・年に１～２回	・年に１～２回 （上天草市地域包括支援センター運営協議会にあわせて開催）	・代表者会議：年１回 ・実務者会議：年１回 ・教育委員会連絡会：　月１回	・全体会議：年１回 ・定例会議：年４回程度 ・事務局会議：年１２回程度

【個別ケース支援の会議体】

分野	高齢者	高齢者	高齢者	子ども・高齢者・障がい	子ども	子ども・健康づくり	生活困窮
会議体の名称	自立支援型地域ケア会議	地域ケア個別会議 （困難事例）	担当地域ケア会議 （圏域レベル）	虐待防止対策協議会 （個別ケース検討会議）	要保護児童対策地域協議会（個別ケース検討会議）	こども家庭センター合同会議	支援調整会議
構成員	・介護支援専門員 ・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等のリハビリテーション専門職 ・歯科衛生士 ・管理栄養士 ・民生委員等地区組織関係者 ・介護保険サービス事業所等の職員 ・生活支援コーディネーター ・行政職員 ・地域包括支援センター職員 ・その他必要な関係者	・本人・家族 ・介護支援専門員 ・主治医等医療関係者 ・民生委員等地区組織関係者 ・介護保険サービス医事業所等の職員 ・ケースの所在地を管轄する在宅介護支援センター ・社会福祉協議会職員 ・行政職員 ・その他必要な関係者	・保健・福祉・医療など現場職員が中心に担当地域の中で構成	・保護を要する者に直接関わりを有している担当者 ・今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者	・子育て支援課 ・中央児童相談所 ・学校 ・警察署 ・その他必要な関係者	・健康づくり推進課 課長補佐（保健師） 係長（統括支援員・保健師） ・子育て支援課 保健師 子ども家庭支援員 女性相談支援員	・福祉課 ・自立相談支援機関 ・その他関係機関
協議事項	・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを行うケースの支援内容について、多角的な視点から検討。 ・ケースの課題分析等の積み重ねによる地域課題の把握。	・主に処遇困難なケースの支援について、多角的な視点から検討を行うことによる個別課題の解決。 ・地域アセスメントやケースの検討の積み重ねから把握した地域課題を、地域の関係者と共有し、解決に向けた検討。	・事例検討を通じた情報共有と課題解決。	・当該者に対する具体的な支援の内容等（状況の把握、問題点の確認、支援経過、評価、新たな情報共有、支援方法の確立、役割分担、共通認識の確保、担当機関・者の決定、援助・支援計画の検討、その他必要な事項）。	・支援方針及び関係機関等の役割分担	・情報共有 ・支援方針の検討・決定 ・合同支援プランの協議 ・合同支援プランのモニタリングや評価の時期の検討・設定 ・関係機関の役割分担の確認	・支援プランの検討、評価、終結
開催頻度	２か月１回	随時	随時	随時	随時	月１回	月１回